

柏原市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、柏原市立図書館（以下「図書館」という。）が購入する雑誌の費用を民間企業等が負担し、当該雑誌に広告を掲載することにより、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保する制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、柏原市有料広告掲載に関する取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）及び柏原市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱に従い申込みすることができる者は、取扱要綱第13条の責任等を満たす企業、団体、及び個人事業主とする。

(広告の方法)

第3条 雑誌に広告を掲載する者（以下「雑誌スポンサー」という。）は、広告掲載を希望する雑誌の購入費用を負担する。

2 柏原市立図書館長（以下「館長」という。）は、前項の規定により購入された雑誌（以下「スポンサー誌」という。）に広告用紙を貼付し、雑誌スポンサー名及び雑誌スポンサーの事業に関する広告を掲載し、図書館雑誌コーナーに配架するものとする。

3 前項の広告用紙は雑誌スポンサーが用意するものとし、その規格等は館長が別に定める。

4 スポンサー誌の配架場所は、館長が決定する。

(広告掲載期間等)

第4条 雑誌スポンサーが購入費用を負担すべきスポンサー誌は、第6条第1項に規定する掲載開始月の初日から当該年度の3月末日までに発行されたものを対象とする。ただし、当該年度末までに再度、第6条による申込みをし、可とする決定を受けた場合は引き続き1年間継続して雑誌スポンサーとなることができる。

2 広告を掲載する期間は、スポンサー誌の配架後1年間又は、雑誌保存期間のうちいずれか短い期間とする。

(募集方法)

第5条 雑誌スポンサーの募集は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 広報かしわらへの掲載
- (2) 柏原市ホームページへの掲載
- (3) 図書館ホームページへの掲載
- (4) 館内への掲示及びチラシ等の配布
- (5) その他館長が必要と認める方法

(申込方法)

第6条 雑誌スポンサー制度に申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、館長が選定した雑誌一覧の中から、希望する雑誌を選定し、広告を掲載しようとする月（以下「掲載開始月」という。）の前月の5日までに、柏原市立図書館雑誌スポンサー制度申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、広告案その他必要な書類を添えて館長に提出するものとする。

2 同じ雑誌に複数の雑誌スポンサーからの申込みがあった場合、先着順とするものとし、同日申込みの場合は抽選とする。

(雑誌スポンサーの審査及び決定)

第7条 館長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容に関して審査を行い、掲

載の可否を決定するものとする。ただし、館長は、必要があると認めるときは、申込者に掲載内容等の修正を求めることができる。

- 2 館長は、前項の規定により可否を決定した時は、速やかに柏原市立図書館雑誌スポンサー決定通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

（広告内容等の変更）

第8条 館長は、広告内容について、取扱要綱第14条及び掲載基準にそぐわない、又は図書館での掲載に支障があると認めるときは、雑誌スポンサーに対して広告内容等の変更を求めることができる。

- 2 雑誌スポンサーは、広告掲載期間内に広告の内容を変更しようとするときは、柏原市立図書館雑誌スポンサー制度広告変更申込書（様式第3号）により館長の承認を受けなければならない。

- 3 館長は、前項の規定により、承認の可否を決定した時は、速やかに柏原市立図書館雑誌スポンサー制度広告変更承認・非承認通知（様式第4号）により、申込者に通知するものとする。

（広告掲載の取消し）

第9条 館長は、取扱要綱第11条の規定により、広告の掲載を取り消したときは、柏原市立図書館雑誌スポンサー取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

- 2 前項の規定により、広告の掲載を取り消したときは、雑誌スポンサーが支払い済みの雑誌の代金は返還しない。

（雑誌購入費用の支払方法等）

第10条 雑誌スポンサーは負担する雑誌購入費用を、館長が指定する雑誌納入業者に広告掲載期間分を一括して、掲載開始月に支払うものとする。

- 2 振込手数料等支払いに必要な一切の経費は雑誌スポンサーの負担とする。
- 3 スポンサー誌が広告掲載期間途中で休刊、廃刊等となった場合は、館長と協議のうえ、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。
- 4 前項の規定により広告を振り替えた場合等、雑誌スポンサーの責めに帰さない事由によりスポンサー誌の購入費用が広告掲載期間中に変更となった場合は、雑誌スポンサーと雑誌納入業者との間で協議を行うものとする。

（雑誌の取扱い）

第11条 スポンサー誌の取扱いは、図書館所蔵の雑誌と同様とする。

（広告の撤退）

第12条 館長は、広告の掲載期間が終了したとき、取扱要綱第11条の規定により、掲載の取消しを行ったとき、又は広告掲載者から掲載の取下げの申出があったときは、速やかに広告を撤去するものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。